

基本的人権と不断の努力

佐賀千恵美

弁護士

浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会委員

1. 憲法と法律

日本国憲法は、一九四七年（昭和二十二年）五月三日に施行され、今年（二〇一七年）でちょうど七〇年を迎えました。①その日本国憲法には、基本的人権についてこう書かれています。

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのでき

ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（同第一条）

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」（同第二二条）

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する

国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（同第一三条）

このように基本的人権は、人が生まれながらに有するものではあるものの、憲法第一条に書かれているようにこれを保持する必要があるものでもあります。

②そして、国会の立法権に基づいて次のようなさまざまな分野について、法律が制定されています。このようないろいろな分野の法律も活用しながら、不断の努力によって、現実に基本的人権を保持し、実効性を確保していくことが求められます。

民事・家事関係

商法・会社法関係

労働関係

消費者保護関係

刑事関係

行政関係 その他

近年には次の法律の制定や改正もなされました。

ヘイトスピーチ対策法

部落差別解消推進法

個人情報保護法

また、刑法の性的犯罪を処罰する条文も改正され、一八歳未満の人の監護者による加害を罰する条文も加わりました。

2. 基本的人権にかかわる判例

① 過労自殺や過労死

大手広告会社の女性社員が過重な業務によって過労自殺したことが、社会問題となっています。

また、新聞記事によると、セメント会社に勤めていたが今から七年前に二六歳で過労自殺した男性の父親は、「まさか、うちの子に限って。本当にそんな感じですよ。」と言っているそうです。また母親は、息子を「頑張るしかないやん。」と励まし続けていたが「私たちの世代は我慢する。努力するが美德だったから。でも、もっと違う言い方をすれば」と後悔が尽きないとのこと（京都新聞

平成二九年七月二五日夕刊）。

平成二九年七月に閣議決定された総合対策大綱では、若者の自死がなかなか減らない現状であるので、学校現場での「SOSの出し方教育」をさらに推進するとされています（同夕刊）。

労働基準法は労働時間を原則として一日八時間、週四〇時間までとしています。これを労働協定により或る程度は延長することが可能ですが、それを超えたときは労働基準法違反となります。

また、もともと十二指腸潰瘍かいじょうの持病があったケースでも、一二日間の過密な海外出張の一日目に再発して手術をした場合、過重な業務で急激に悪化したので業務に起因するとして労働災害と認められた判例もあります（最高裁判所 平成一八年九月七日判決）。

② インターネットの個人利用者による名誉棄損

（最高裁判所 平成二二年三月一五日決定）

これは刑事事件であり、被告人が自分

のホームページに、フランチャイズによる飲食店の加盟店の募集をしている被害会社がカルト集団であるとか、同社が会社説明会の広告が虚偽だなどと書いたことが、名誉棄損罪に問われたものです。

これまでは雑誌・新聞やビラ等による名誉棄損が問題とされてきました。この最高裁の決定は「インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉棄損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より穏やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない。」と判断しました。

③ 学校におけるいじめの問題

学校でのいじめを苦に自死にいたった子どものニュースが、今年にもありました。

私（佐賀）も、以前に公立中学校での

▶執筆者プロフィール

佐賀千恵美

さが ちえみ



1978年 3月 東京大学法学部卒業
 // 4月 最高裁判所司法修習生
 1980年 東京地方検察庁検事
 1986年 佐賀法律事務所入所
 1996年 京都弁護士会副会長
 2001年 京都府地方労働委員会会長
 // 佐賀千恵美法律事務所 所長

現在、宗派顧問弁護士、浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会委員、本願寺ビハーラ医療福祉会評議員

著書 『意義・要件・効果 刑事訴訟法』（早稲田経営出版）『華やぐ女たち 女性法曹のあけぼの』（金壽堂出版）『人の一生と医療紛争』植木拓編（分担執筆）（青林書院）『労働委員会60年の歩み』中央労働委員会事務局編（記念座談会発言）

いじめについて、被害者側の弁護士として訴訟をしたことがありました。この訴訟はマスコミでも紹介されたので次の限りで書いても守秘義務には反しないと思います。

何年前かに、公立中学校の男子生徒が学校で屈辱的ないじめを受け、学校に行きたがらなくなりました。お父さんが「どうして学校に行かないんだ」と尋ねたところ、「学校に行くくらいなら、死んだ方がましだ」と答えたので、お父さんはびっくりしてしまいました。そして、その子と話をしたり友人に聞いたりして調べたところ、中学校で他の男子生

徒からいじめを受けていたことが分かりました。お父さんが最初に息子に尋ねたときに、もううまくコミュニケーションがとれていなかったらどうなっていただろうと思うと、背筋が寒くなります。

その後、弁護士である私への相談がありましたので、次の手続きをとりました。

i いじめていた生徒の暴力に対して、警察に刑事事件（少年事件）としての被害届を出しました。

ii いじめた生徒、その親、およびいじめが分かりながら対処しなかった中学校の教師の三者に問題があると考えら

れました。そのため、その生徒、その親、中学校を開設し運営している市の三者を被告として、民事訴訟も提起しました。

④ マタニティ・ハラスメント（最高裁判所 平成二六年十月二三日判決）

労働基準法は母性保護のために、使用者は妊娠中の女性が請求した場合には他の軽易な業務に転換させなければならぬとしています。

また、雇用均等法は、使用者は妊娠中の女性が他の軽易な業務に転換したことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないとしています。

いわゆるマタハラ訴訟（マタニティ・ハラスメント訴訟）として注目されたケースでは、理学療法士で副主任だった女性が、妊娠により軽易な業務への転換を希望して平成二〇年三月から副主任を免ぜられていました。そして平成二〇年九月一日から産前産後の休業をした後、引き続き育児休業をしたうえ、平

成二一年一〇月に職場に復帰しました。しかし、職場復帰の後に妊娠前の副主任のポストへの復帰が認められませんでした。

そのため女性が、副主任の管理職手当と損害賠償請求を求めて訴訟をいたしました。

この訴訟で最高裁判所の櫻井龍子裁判官は補足意見で次のように述べています。「育児休業後には原則として原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われていることを前提として他の労働者の配置その他の雇用管理が行われるように配慮すべきことが求められているなど、これら一連の法令等の規定の趣旨及び目的を十分に踏まえた観点からの検討が行われるべきであろう。これらの法令等により求められる措置は、育児休業が相当長期間にわたる休業であることを踏まえ、我が国の企業等の人事管理の実態と育児休業をとる労働者の保護の調整を行うことにより、法の実効性を担保し育児休業をとりやすい職場環境の整備を図

るための制度の根幹に関わる部分である。

本件においては、上告人が職場復帰を前提として育児休業をとったことは明らかであったのであるから、復帰後にどのような配置を行うかあらかじめ定めて上告人にも明示した上、他の労働者の雇用管理もそのことを前提に行うべきであったと考えられるところ、法廷意見に述べた通り育児休業取得前に上告人に復帰後の配置等について適切な説明が行われたとは認められず、しかも本件措置後間もなく上告人より後輩の理学療法士を上告人が軽易業務への転換前に就任していた副主任に発令、配置し、専らそのゆえに上告人に育児休業から復帰後も副主任の発令が行われなかった。」。

この最高裁判所判決の後も、妊娠や出産を理由に会社を辞めると言われることすら、後を絶たない状況があるようです。この最高裁判所の判決は、世界的にも評価されました。

⑤講演会参加者リストとプライバシー

(最高裁判所 平成一五年九月一二日判決)

早稲田大学が江沢民中華人民共和国家主席(当時)の来日の際の講演会を主催しました。

学生の参加については、学内に備え置かれた名簿に希望者が学籍番号、氏名、住所および電話番号を事前の一定期間内に記入したうえで参加証の交付を受けることが必要とされてきました。同大学は警視庁、外務省、中国大使館等から万全の警備体制の要請を受け、とくに警視庁からは警備のため同名簿等の提出を求められ、大学として警備を警察に委ねることとしました。そして前記の名簿や教職員、留学生、プレスグループの参加申込者名簿の写しの警察への提出に応じました。この名簿提出につき、大学として学生の同意を得てはいませんでした。

最高裁判所判決は、この名簿の情報が一般的に他者にみだりに開示されたくないと感じる個人情報であるという意味に

において「プライバシーに係る情報」であることを、認めました。そして、結果的に原告一人当たり五千円の慰謝料が認められました。

3. 人類の叡智としての基本的人権

人類が誕生して長い年月が経っています。その長い歴史の中には奴隷制度が当然と思われていた時代もあったわけです。

人は生まれながらにして基本的人権を持つているという考え方は、この人類の長い歴史の中では比較的新しい考え方に属するのでしょうか。しかし、これは人類が歴史と経験の中から生み出した叡智であり、大事にしなければならぬものだと思います。

憲法は本来は国等を規律するためのものではありません。しかし、前記のように憲法には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」「すべて国民は、個人として尊重される。」と書かれ

ています。憲法が目指すのは、人が個人として尊重され多様な人が共存でき基本的人権の尊重が現に実現されることであり、そのためには、法人と個人の間や、個人と個人の間でもこの理念の実現が図られなければならないと思われまます。

また、基本的人権は日本国憲法にも書かれているように、単に与えられるものではなく私たちが「不断の努力によつて、これを保持しなければならない」ものと考えられます。